

香川地方最低賃金審議会
 第3回 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開 催 日 時	令和元年10月9日 15時04分～17時07分		
開 催 場 所	香川労働局 第一会議室		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席2人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人
主 要 議 題	1 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について（金額審議）		
議 事 要 旨	<p>1 金額審議について</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 887円 (+25円)</p> <p>根拠 : 地賃に対する優位性を確保したいが、地賃の+26円では歩み寄りが少ないため、機械と同じ+25円を提示する。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 886円 (+24円)</p> <p>根拠 : 香川県内の組織労働者の18歳時の時間額1,051円と現行の最賃額862円との差を8年で解消するとして、$(1,051 - 862) / 8 = 23.625 \rightarrow 24$円となるため。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 878円 (+16円)</p> <p>根拠 : 経団連が出している全国中小企業(全産業)の平均妥結賃上げ率が1.89%であるので、これに現行の最賃額(862円)を掛けて16.29→16円となるため。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 879円 (+17円)</p> <p>根拠 : 全国の中小企業の状況として、電気機器の業界の賃上げ率が1.94%であることから、これに現行の最賃額(862円)を掛けて16.72→17円となるため。</p> <p>公益側より双方に再考を求めたところ公益一任となり、公益案:+21円 時間額883円を提示したところ、異議なく全会一致で合意に至ったため、最低賃金審議会令6条5項を適用し、香川労働局長あて答申された。</p>		